

施工プロセスチェック運用指針の改正箇所一覧表

令和4年8月1日改正

ページ	項目	現行	改正	理由
別紙1 チェックリスト	「施工プロセス」のチェックリスト	①「施工プロセス」チェックリストは、標準仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に管理されているかを 主任監督員 及び監督職員等が確認を行う。	①「施工プロセス」チェックリストは、標準仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に管理されているかを 評価員 及び監督職員等が確認を行う。	記載内容に誤りがあったものを修正
	1. 施工体制 I. 施工体制一般 2 建設業退職金共済制度等	1) 掛金収納書の写しを契約締結後1ヶ月以内に提出した。 (契約後、増額変更後)	1) 掛金収納書の写しを 工事契約締結後(証紙貼付方式は30日以内、電子申請方式は40日以内) に提出した。 (契約後、増額変更後)	建設業退職金共済制度の改正に伴う確認の追加
	2) 建設業退職金共済証紙の 配布を受け払い簿等により適切に管理している。 (施工中適宜)	2) 建設業退職金共済証紙 (ポイント)の購入及び配布を適切に行っている。 (着手前、施工中適宜、完成時)		
	着手前 完成時にチェック欄 なし	着手前 完成時にチェック欄 追加		
	1. 施工体制 I. 施工体制一般	新規	1. 施工体制 I. 施工体制一般 3 請負代金内訳書(又は工事費内訳書)	松浦市建設工事標準請負契約書及び共通仕様書の改正にあわせ改正
	1) 建設業法に定められた標識を正しく記載し、公衆の見やすい場所に設置している。 (全ての下請業者を含む。) (施工中1回程度)	1) 建設業法に定められた標識を正しく記載し、公衆の見やすい場所に設置している。 (元請のみ。) (施工中1回程度)	1) 施工体制 I. 施工体制一般 5 建設業許可標識及び電気工事業者であることの標識	電気工事業者の業務の適正化に関する法律に基づき、追加記載
	1) 施工体制 II 配置技術者/現場代理人・主任技術者等 8 主任技術者等の専任制	1) 技術者としての要件が資格者証等により確認できた。 (着手前)	1) 施工体制 II 配置技術者/現場代理人・主任技術者等 9 監理技術者(主任技術者)の専任制等	建設業法改正に伴う、監理技術者補佐の追加記載
	2. 施工状況 I 施工管理 1.3 施工計画書	1) 施工 に先立ち、設計図書等の内容を反映したものを提出した。 (着手前、変更時)	2. 施工状況 I 施工管理 1.4 施工計画書	記載内容の見直し
	2. 施工状況 I. 施工管理 1.5 建設副産物及び建設廃棄物	1) 請負者 は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に処理されていることを確認し、監督職員に提示した。 (施工中適宜)	2. 施工状況 I. 施工管理 1.6 建設副産物及び建設廃棄物	記載内容の見直し
	2. 施工状況 II 工程管理 1.6 工程管理	1) 施工前 に各種工程表を提出している。 (着手前、施工中適宜)	2. 施工状況 II 工程管理 1.7 工程管理	記載内容の見直し
通知・注意書	施工プロセスチェックに基づく文書(通知・注意)の表中	1. 施工体制 I. 施工体制一般 2 建設業退職金共済制度等	1. 施工体制 I. 施工体制一般 2 建設業退職金共済制度等	記載内容の見直し
	1) 掛金収納書の写しを契約締結後1ヶ月以内に提出した。	1) 掛金収納書の写しを 工事契約締結後(証紙貼付方式は30日以内、電子申請方式は40日以内) に提出した。		
	2) 建設業退職金共済証紙の 配布を受け払い簿等により適切に管理している。	2) 建設業退職金共済証紙 (ポイント)の購入及び配布を適切に行っている。		
	新規	1. 施工体制 I. 施工体制一般 3 請負代金内訳書(又は工事費内訳書)	松浦市建設工事標準請負契約書及び共通仕様書の改正にあわせ改正	
	1. 施工体制 I. 施工体制一般 4 建設業許可標識	追加	1. 施工体制 I. 施工体制一般 5 建設業許可標識及び電気工事業者であることの標識	電気工事業者の業務の適正化に関する法律に基づき、追加記載
	2. 施工状況 I. 施工管理 1.4 施工計画書	1) 施工 に先立ち、設計図書等の内容を反映したものを提出した。	2. 施工状況 I. 施工管理 1.5 施工計画書	記載内容の見直し
2. 施工状況 I. 施工管理 1.5 建設副産物及び建設廃棄物	1) 請負者 は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に処理されていることを確認し、監督職員に提示した。	2. 施工状況 I. 施工管理 1.6 建設副産物及び建設廃棄物	記載内容の見直し	
2. 施工状況 II. 工程管理 1.6 工程管理	1) 施工前 に各種工程表を提出している。	2. 施工状況 II. 工程管理 1.7 工程管理	記載内容の見直し	

施工プロセスチェック運用指針の改正箇所一覧表

令和4年8月1日改正

ページ	項目	現行	改正	理由																			
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">施工プロセスチェック判断基準</p>	1. 施工体制	1) 掛金収納書の写しを契約締結後 <u>1ヶ月以内</u> に提出した。	1) 掛金収納書の写しを <u>工事契約締結後（証紙貼付方式は30日以内、電子申請方式は40日以内）</u> に提出した。																				
	I. 施工体制一般																						
	<p>2) 建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。</p> <p><チェックポイント></p> <p>書類確認 : 掛金収納書の写しを契約締結後 <u>1ヶ月以内</u> に提出した。</p> <p>書類確認 : 建設業退職金共済制度の趣旨を作業員等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されているか確認する。</p> <table border="1" data-bbox="436 451 1115 707"> <thead> <tr> <th colspan="2">判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適正</td> <td>掛金収納書の写しを契約締結後 <u>1ヶ月以内</u> に提出したことを確認した。建設業退職金共済制度の趣旨を作業員等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されているか確認した。</td> </tr> <tr> <td>通知</td> <td>掛金収納書の写しを契約締結後 <u>1ヶ月以内</u> に提出されていなかったため、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。証紙の配布について受け払い簿等の管理に不備があったので、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。</td> </tr> <tr> <td>注意</td> <td>文書通知に対し、すみやかに改善されなかったため、監督職員が改善指示（文書注意）を行った。</td> </tr> <tr> <td>対象外</td> <td>建退共以外の退職金制度の場合等。</td> </tr> </tbody> </table> <p><注意事項></p> <p>③ 建設業退職金共済制度の普及徹底に関する措置について（平成11年3月31日建設省厚契発第22号）</p> <ul style="list-style-type: none"> 共済証紙の購入状況を把握するために必要があると認めるときは、共済証紙の受払簿その他関係資料の提出を求めることがある。 <p>④ 参考：建設業退職金共済制度以外の退職金制度</p> <p>③ 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示している。</p> <p><注意事項></p> <p>① 【公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針】 <u>（平成26年9月30日 閣議決定）</u></p>	判断基準		適正	掛金収納書の写しを契約締結後 <u>1ヶ月以内</u> に提出したことを確認した。建設業退職金共済制度の趣旨を作業員等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されているか確認した。	通知	掛金収納書の写しを契約締結後 <u>1ヶ月以内</u> に提出されていなかったため、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。証紙の配布について受け払い簿等の管理に不備があったので、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。	注意	文書通知に対し、すみやかに改善されなかったため、監督職員が改善指示（文書注意）を行った。	対象外	建退共以外の退職金制度の場合等。	<p>2) 建設業退職金共済証紙 <u>（ポイント）</u> の購入及び配布を適切に行っている。</p> <p><チェックポイント></p> <p>書類確認 : 掛金収納書の写しを <u>工事契約締結後（証紙貼付方式は30日以内、電子申請方式は40日以内）</u> に提出した。</p> <p>書類確認 : 建設業退職金共済制度の趣旨を作業員等に説明するとともに、証紙 <u>（ポイント）</u> の購入 <u>及び配布</u> が適切に行われているか確認する。</p> <table border="1" data-bbox="1191 451 1870 707"> <thead> <tr> <th colspan="2">判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適正</td> <td>掛金収納書の写しを <u>工事契約締結後（証紙貼付方式は30日以内、電子申請方式は40日以内）</u> に提出したことを確認した。建設業退職金共済制度の趣旨を作業員等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されているか確認した。</td> </tr> <tr> <td>通知</td> <td>掛金収納書の写しを <u>工事契約締結後（証紙貼付方式は30日以内、電子申請方式は40日以内）</u> に提出されていなかったため、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。<u>掛金充当実績総括表及び証紙の配布について受け払い簿等の管理に不備があったので、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。</u></td> </tr> <tr> <td>注意</td> <td>文書通知に対し、すみやかに改善されなかったため、監督職員が改善指示（文書注意）を行った。</td> </tr> <tr> <td>対象外</td> <td>建退共以外の退職金制度の場合等。</td> </tr> </tbody> </table> <p><注意事項></p> <p>③ 建設業退職金共済制度の <u>適正履行の確保について（令和3年3月30日 国不入企第40号）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>発注機関は、共済証紙（ポイント）の購入状況等を把握するため必要があると認めるときは、元請又は機構に対して関係資料の提出を求めることができる。</u> <p>④ <u>建設業退職金共済制度における発注者の確認について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>建設業退職金制度で従来の証紙方式に加え電子申請方式が導入され、元請は工事毎に選択する。</u> <p>【証紙方式】</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>工事契約締結後30日以内に元請から提出される「掛金収納書」を受け、証紙購入枚数の算定根拠を確認する。</u> <u>工事完了後に元請が作成する「掛金充当実績総括表」の提示を受け、「掛金充当日数」と掛金収納書における「証紙枚数」を照合し、概ね齟齬がないことを確認する。</u> <u>「掛金充当日数」が「証紙枚数」を大幅に下回る場合は、付属書類（就労状況報告書、証紙受払簿等）を踏まえ、対応について聴取する。</u> <p>【電子申請方式】</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>工事契約締結後40日以内に元請から提出される「掛金収納書」を受け、退職金ポイントの購入数の算定根拠を確認する。</u> <u>工事完了後に元請が作成する「掛金充当実績総括表」の提示を受け、「掛金充当日数」と掛金収納書における「購入日数」を照合し、概ね齟齬が無いことを確認する。</u> <u>「掛金充当日数」が「購入日数」を大幅に下回る場合は、付属書類（就労状況報告書、掛金充当書等）を踏まえ、対応について聴取する。</u> <p>⑤ 参考：建設業退職金共済制度以外の退職金制度</p> <p>③ 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示している。</p> <p><注意事項></p> <p>① 【公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針】 <u>（最終 令和元年10月18日 閣議決定）</u></p>	判断基準		適正	掛金収納書の写しを <u>工事契約締結後（証紙貼付方式は30日以内、電子申請方式は40日以内）</u> に提出したことを確認した。建設業退職金共済制度の趣旨を作業員等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されているか確認した。	通知	掛金収納書の写しを <u>工事契約締結後（証紙貼付方式は30日以内、電子申請方式は40日以内）</u> に提出されていなかったため、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。 <u>掛金充当実績総括表及び証紙の配布について受け払い簿等の管理に不備があったので、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。</u>	注意	文書通知に対し、すみやかに改善されなかったため、監督職員が改善指示（文書注意）を行った。	対象外	建退共以外の退職金制度の場合等。	<p>建設業退職金共済制度の改正に伴う確認の追加</p> <p>根拠資料の改正に伴う改正</p>
判断基準																							
適正	掛金収納書の写しを契約締結後 <u>1ヶ月以内</u> に提出したことを確認した。建設業退職金共済制度の趣旨を作業員等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されているか確認した。																						
通知	掛金収納書の写しを契約締結後 <u>1ヶ月以内</u> に提出されていなかったため、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。証紙の配布について受け払い簿等の管理に不備があったので、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。																						
注意	文書通知に対し、すみやかに改善されなかったため、監督職員が改善指示（文書注意）を行った。																						
対象外	建退共以外の退職金制度の場合等。																						
判断基準																							
適正	掛金収納書の写しを <u>工事契約締結後（証紙貼付方式は30日以内、電子申請方式は40日以内）</u> に提出したことを確認した。建設業退職金共済制度の趣旨を作業員等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されているか確認した。																						
通知	掛金収納書の写しを <u>工事契約締結後（証紙貼付方式は30日以内、電子申請方式は40日以内）</u> に提出されていなかったため、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。 <u>掛金充当実績総括表及び証紙の配布について受け払い簿等の管理に不備があったので、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。</u>																						
注意	文書通知に対し、すみやかに改善されなかったため、監督職員が改善指示（文書注意）を行った。																						
対象外	建退共以外の退職金制度の場合等。																						

施工プロセスチェック運用指針の改正箇所一覧表

令和4年8月1日改正

ページ	項目	現行	改正	理由									
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">施工プロセスチェック判断基準</p>	1. 施工体制	新規	1) 法定福利費が適切に算出された請負代金内訳書を契約締結後30日以内に提出している。										
	I. 施工体制一般		<p><チェックポイント></p> <p>現場確認： 契約書に請負代金内訳書が30日以内に添付されているか確認する。</p> <p>書類確認： 提出された請負代金内訳書に法定福利費が記載されているか確認する。</p> <p>また「設計金額に含まれる法定福利費事業主負担額の概算額」と比較し、</p> <p>受注者の記載した法定福利費と一定以上の乖離がないことを確認する。</p> <p>なお、入札時に提出があった工事費内訳書を請負代金内訳書として取り扱う場合も同様に法定福利費の確認を行う。</p>										
3 請負代金内訳書		<p><判断基準></p> <table border="1" data-bbox="1187 446 1870 798"> <tr> <td data-bbox="1187 446 1265 518">通 正</td> <td data-bbox="1265 446 1870 518">法定福利費が記載された請負代金内訳書を30日以内に提出し、以下①～③のうち一つを満たしていることが確認できた。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1187 518 1265 614">通 知</td> <td data-bbox="1265 518 1870 614">①記載された法定福利費が発注者が算出した概算額の1/2以上である。 ②記載された法定福利費が概算額の1/2未満であったので、受注者に再確認を行ったら、1/2以上に訂正された。 ③記載された法定福利費が概算額の1/2未満であるが、乖離について根拠ある資料を提示のうえ説明がなされた。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1187 614 1265 726">注 意</td> <td data-bbox="1265 614 1870 726">期日内に提出されなかったため、監督職員が工事打合せ簿により催促を行った。（文書通知）を行った。 また、一定以上の乖離があることについて明確な説明がなされないなどの不適切な対応を受けた場合や、受注者が下請企業の見積書を尊重せず、法定福利費を一時的に削減するなど不正行為（建設業法第19条の3に違反）が強く疑われる場合には、建設業 許可部局（当面は建設企画課）に対し当該事案を通知する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1187 726 1265 798">対象外</td> <td data-bbox="1265 726 1870 798">文書通知に対し、すみやかに提出されなかったため、監督職員が契約解除を含めて検討する旨の文書注意）を行った。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1187 798 1265 798"></td> <td data-bbox="1265 798 1870 798">対象外なし。</td> </tr> </table>	通 正	法定福利費が記載された請負代金内訳書を30日以内に提出し、以下①～③のうち一つを満たしていることが確認できた。	通 知	①記載された法定福利費が発注者が算出した概算額の1/2以上である。 ②記載された法定福利費が概算額の1/2未満であったので、受注者に再確認を行ったら、1/2以上に訂正された。 ③記載された法定福利費が概算額の1/2未満であるが、乖離について根拠ある資料を提示のうえ説明がなされた。	注 意	期日内に提出されなかったため、監督職員が工事打合せ簿により催促を行った。（文書通知）を行った。 また、一定以上の乖離があることについて明確な説明がなされないなどの不適切な対応を受けた場合や、受注者が下請企業の見積書を尊重せず、法定福利費を一時的に削減するなど不正行為（建設業法第19条の3に違反）が強く疑われる場合には、建設業 許可部局（当面は建設企画課）に対し当該事案を通知する。	対象外	文書通知に対し、すみやかに提出されなかったため、監督職員が契約解除を含めて検討する旨の文書注意）を行った。		対象外なし。	
通 正	法定福利費が記載された請負代金内訳書を30日以内に提出し、以下①～③のうち一つを満たしていることが確認できた。												
通 知	①記載された法定福利費が発注者が算出した概算額の1/2以上である。 ②記載された法定福利費が概算額の1/2未満であったので、受注者に再確認を行ったら、1/2以上に訂正された。 ③記載された法定福利費が概算額の1/2未満であるが、乖離について根拠ある資料を提示のうえ説明がなされた。												
注 意	期日内に提出されなかったため、監督職員が工事打合せ簿により催促を行った。（文書通知）を行った。 また、一定以上の乖離があることについて明確な説明がなされないなどの不適切な対応を受けた場合や、受注者が下請企業の見積書を尊重せず、法定福利費を一時的に削減するなど不正行為（建設業法第19条の3に違反）が強く疑われる場合には、建設業 許可部局（当面は建設企画課）に対し当該事案を通知する。												
対象外	文書通知に対し、すみやかに提出されなかったため、監督職員が契約解除を含めて検討する旨の文書注意）を行った。												
	対象外なし。												
		<p><注 意 事 項></p> <p>①【請負代金内訳書の提出】：長崎県建設工事標準請負契約書 第3条</p> <ul style="list-style-type: none"> 受注者は、設計図書に基づいて請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）契約締結後30日以内に、法定福利費が明示された内訳書を発注者へ提出しなければならない。 <p>②【請負代金内訳書の提出方法】：29建企第738号 請負代金内訳書の提出について</p> <ul style="list-style-type: none"> 受注者が入札時に提出した工事費内訳書に法定福利費が明示されている場合は、当該工事費内訳書を請負代金内訳書として取り扱うことができるものとする。 契約締結後30日以内に、提出されない場合は、監督職員より工事打合せ簿により受注者へ督促する。 <p>③ 参考：請負代金内訳書の提出及び法定福利費の適切な算出について(令和4年2月25日付 3建企第479号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法定福利費が記載された請負代金内訳書が期限内に提出されない場合は、工事成績評定での減点対象となる。 <p>④【「適正」の③の場合の確認方法（例）】：令和3年12月1日付 総行第419号、国不入企第33号「請負代金内訳書における法定福利費の明示による法定福利費の適切な支払いのための取組について」</p> <p>※ 法定福利費の算出方法を確認し、</p> <ul style="list-style-type: none"> 下請から提出された見積書等を活用して算出されている場合は、見積書等の提示による説明を求める。 労務費額に法定保険料率を乗じて算出されている場合は、労務費額及び法定保険料率の計算書等の提示による説明を求める。 工事価格に法定福利費率を乗じて算出している場合は、法定福利費率の計算書等の根拠資料の提示による説明を求める。 	<p>松浦市建設工事標準請負契約書及び共通仕様書の改正に併せて改正</p>										

施工プロセスチェック運用指針の改正箇所一覧表

令和4年8月1日改正

ページ	項目	現行	改正	理由
施工プロセスチェック判断基準	1. 施工体制 I. 施工体制一般 4 労働保険関係成立票	1) 「労災保険関係成立票」を現場の見やすい場所に掲示している。 <注 意 事 項> ②【目的】：労働者災害補償保険法（第1条） ・業務上の理由又は通勤による労働者の負傷、疾病、傷害又は死亡等に対して必要な保険給付を行い、あわせて、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者とその遺族の援護、 <u>労働災害の防止等</u> を目的とする労働福祉事業を行う総合的な保険制度である。	1) 「労災保険関係成立票」を現場の見やすい場所に掲示している。 <注 意 事 項> ②【目的】：労働者災害補償保険法（第1条） ・業務上の理由又は通勤による労働者の負傷、疾病、傷害又は死亡等に対して必要な保険給付を行い、あわせて、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者とその遺族の援護、 <u>安全及び衛生の確保を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与すること</u> を目的とする労働福祉事業を行う総合的な保険制度である。	労働者災害補償保険法施行規則の条項内容に併せて改正
	1. 施工体制 I. 施工体制一般 5 建設業許可標識及び電気事業者であることの標識	新規	2) 2日以上にわたり電気工事を行う施工場所ごとに、電気工事業者であることの標識を掲げている。 <注 意 事 項> ③現場に掲げる建設業許可証の掲示義務を元請のみとし、下請の掲示の有無は問わない。 ただし、現場に掲示する施工体系図に下請業者が記載されていること。 ④【電気工事業者であることの標識の掲示】：電気工事の業務の適正化に関する法律（第25条） ・ <u>電気工事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その営業所及び電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。</u> ⑤【電気工事業者であることの標識について】：施行規則（第12条） ・ <u>法第25条の経済産業省令で定める標識の記載事項は、次のとおりとする。</u> ニ 登録電気工事業者（登録電気工事業者届出済票）にあつては、次に掲げる事項 イ 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名 ロ 営業所の名称及び当該営業所の業務に係る電気工事の種類 ハ 登録の年月日及び登録番号（登録電気工事業者登録票のみ） ニ 主任電気工事士の氏名 ホ 届出の年月日及び届出先（登録電気工事業者届出済票のみ） ニ 通知電気工事業者及び通知電気工事業者通知済票にあつては、次に掲げる事項 イ 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名 ロ 営業所の名称 ハ 法第十七条の二第一項の規定による通知の年月日及び通知先	電気工事の業務の適正化に関する法律に基づき、追加記載
	1. 施工体制 I. 施工体制一般 6 施工体制台帳、施工体系図または作業分担に関する資料	1) 施工体制台帳及び施工体系図を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。 <注 意 事 項> ① 施工体制台帳及び施工体系図の作成、提出について確認し、記載、添付すべき事実が生じた時点で、遅滞なく作成すること。 なお、施工体制台帳は、所定の記載事項を記載した書類及び見積書等の必要書類を添付し作成する。 追加 ③【施工体制台帳の添付書類】：建設業法施行規則（第14条の2から7） 新規	1) 施工体制台帳及び施工体系図を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。 <注 意 事 項> ① 施工体制台帳及び施工体系図の作成、提出について確認し、記載、添付すべき事実が生じた時点で、遅滞なく作成すること。 なお、施工体制台帳は、所定の記載事項を記載した書類及び見積書等の必要書類を添付し作成する。 ・ <u>単価契約の場合は、契約時点の予定総額を記入すること。</u> ③【施工体制台帳の添付書類】：建設業法施行規則（第14条の2から7） ⑥ 監理技術者補佐の資格及び雇用を証する書面。（配置した場合） 7) 作業員名簿 ⑥【下請負人に対する通知】：建設業法施行規則 第14条の3 ・ <u>下請負人に対し次に掲げる事項を書面により通知するとともに、当該事項を記載した書面を当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。</u> 1) 作成建設業者の商号又は名称 2) 再下請負通知を行わなければならない旨及び当該再下請負通知に係る書類を提出すべき場所	建設業法改正に伴う標記の見直し

施工プロセスチェック運用指針の改正箇所一覧表

令和4年8月1日改正

ページ	項目	現行	改正	理由																				
施工プロセスチェック判断基準	1. 施工体制 I. 施工体制一般 6 施工体制台帳、施工体系図または作業分担に関する資料	4) 施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。 <table border="1" data-bbox="443 239 1124 427"> <thead> <tr> <th colspan="2">＜判断基準＞</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適正</td> <td>工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示されているのを確認した。</td> </tr> <tr> <td>通知</td> <td>施工体系図「掲示用」の掲示や記載内容に不備があったので、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。</td> </tr> <tr> <td>注意</td> <td>文書通知に対し、すみやかに改善されなかったため、監督職員が改善指示（文書注意）を行った。</td> </tr> <tr> <td>対象外</td> <td>下請工事がない場合。</td> </tr> </tbody> </table> ＜注 意 事 項＞ 追加	＜判断基準＞		適正	工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示されているのを確認した。	通知	施工体系図「掲示用」の掲示や記載内容に不備があったので、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。	注意	文書通知に対し、すみやかに改善されなかったため、監督職員が改善指示（文書注意）を行った。	対象外	下請工事がない場合。	4) 施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。 <table border="1" data-bbox="1187 239 1868 427"> <thead> <tr> <th colspan="2">＜判断基準＞</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適正</td> <td>工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示されているのを確認した。 <u>施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出し、掲示の修正を行った。</u></td> </tr> <tr> <td>通知</td> <td>施工体系図「掲示用」の掲示や記載内容に不備があったので、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。</td> </tr> <tr> <td>注意</td> <td>文書通知に対し、すみやかに改善されなかったため、監督職員が改善指示（文書注意）を行った。</td> </tr> <tr> <td>対象外</td> <td>下請工事がない場合。</td> </tr> </tbody> </table> ＜注 意 事 項＞ ⑤ <u>一次下請負人となる警備会社については、称号又は名称、現場責任者、工期を記載する。</u> :長崎県建設工事共通仕様書（1-1-14） ⑥ <u>【現場の安全衛生管理体制について】：令和元年7月2日付け31建企第245号</u> ・ <u>中規模建設工事現場(10~49人規模)において、元方事業者（元請）は、建設工事現場の状況に応じ、下記の(1),(2)のどちらか一方を選任すること</u> (1) <u>建設工事単位での統括安全衛生責任者に準ずる者及び元方安全衛生管理者に準ずる者の選任を行うこと。また、下請においては、安全衛生責任者に準ずる者の専任を行うこと。</u> ※ <u>統括安全衛生責任者に準ずる者及び元方安全衛生管理者に準ずる者の兼任は出来ない。</u> (2) <u>当該現場を管理する本店、支店、営業所において店社安全衛生管理者に準ずる者の専任を行うこと。</u>	＜判断基準＞		適正	工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示されているのを確認した。 <u>施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出し、掲示の修正を行った。</u>	通知	施工体系図「掲示用」の掲示や記載内容に不備があったので、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。	注意	文書通知に対し、すみやかに改善されなかったため、監督職員が改善指示（文書注意）を行った。	対象外	下請工事がない場合。	令和元年7月2日付けの通知内容を追加
	＜判断基準＞																							
	適正	工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示されているのを確認した。																						
通知	施工体系図「掲示用」の掲示や記載内容に不備があったので、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。																							
注意	文書通知に対し、すみやかに改善されなかったため、監督職員が改善指示（文書注意）を行った。																							
対象外	下請工事がない場合。																							
＜判断基準＞																								
適正	工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示されているのを確認した。 <u>施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出し、掲示の修正を行った。</u>																							
通知	施工体系図「掲示用」の掲示や記載内容に不備があったので、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。																							
注意	文書通知に対し、すみやかに改善されなかったため、監督職員が改善指示（文書注意）を行った。																							
対象外	下請工事がない場合。																							
	7) 元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。 ＜注 意 事 項＞ ② 【実質的に関与】 ・元請負人の技術者が、発注者との協議、住民への説明、官公庁等への届出等、近隣工事との施工計画、工程管理、出来形管理、品質管理、完成検査、安全管理、下請負業者の施工調整、 <u>調整</u> 及び指導監督等の全てにおいて、主体的な役割を果たしていることが実質的関与となる。	7) 元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。 ＜注 意 事 項＞ ② 【実質的に関与】 ・元請負人の技術者が、発注者との協議、住民への説明、官公庁等への届出等、近隣工事との施工計画、工程管理、出来形管理、品質管理、完成検査、安全管理、下請負業者の施工調整、及び指導監督等の全てにおいて、主体的な役割を果たしていることが実質的関与となる。	記載内容に誤りがあったものを修正																					
1. 施工体制 II. 配置技術者／現場代理人・主任技術者 7 工事実績情報	1) 契約締結後等の10日以内(祝日を除く)に適正に登録機関に申請し、登録されたことを証明する資料を、監督職員に提出した。 ＜注 意 事 項＞ ① 【工事実績情報の登録】：特記仕様書 「長崎県建設工事共通仕様書」から抜粋 1-1-7 工事実績情報の登録 ・受注者は、受注時または変更時において工事請負金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報について「工事カルテ」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、変更時は <u>変更があった日から</u> 、完成時は工事完成後、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に登録申請をしなければならない。 追加	1) 契約締結後等の10日以内(祝日を除く)に適正に登録機関に申請し、登録されたことを証明する資料を、監督職員に提出した。 ＜注 意 事 項＞ ① 【工事実績情報の登録】：特記仕様書 「長崎県建設工事共通仕様書」から抜粋 1-1-7 工事実績情報の登録 ・受注者は、受注時または変更時において工事請負金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報について「工事カルテ」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、変更時は <u>変更契約後</u> 、完成時は工事完成後、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に登録申請をしなければならない。 ③ <u>余裕期間制度を活用した工事の場合は、受注時のコリンズ登録については工事の始期後10日以内(休日を除く)に登録する。</u>	長崎県建設工事共通仕様書の改正に併せて改正																					

施工プロセスチェック運用指針の改正箇所一覧表

令和4年8月1日改正

ページ	項目	現行	改正	理由	
施工プロセスチェック判断基準	1. 施工体制	2) 配置予定技術者、現場代理人等通知書等、施工体制台帳等に記載された本人と同一であることを資格者証等により確認した。	2) 配置予定技術者、現場代理人等通知書等、施工体制台帳等に記載された本人と同一であることを資格者証等により確認した。 <u>(監視技術者補佐を配置する場合は、監視技術者補佐についても同様の確認をする。)</u>	建設業法改正に伴う、監視技術者補佐の追加記載	
	II. 配置技術者／現場代理人・主任技術者				
	9 監視技術者（主任技術者）の専任制等	<チェックポイント> 書類確認：元請人の監視技術者または主任技術者の業種に対する資格要件、資格者証、工事履歴等により確認する。 <注 意 事 項> ①【主任技術者及び監視技術者】：（建設業法第26条第1項、第2項） ・技術者の資格要件 追加 ・直接的な雇用関係にあることの確認 監視技術者：以下のいずれかにより確認。 追加 ・恒常的な雇用関係にあることの確認 監視技術者：以下のいずれかにより確認。 追加	<チェックポイント> 書類確認：元請人の監視技術者（ <u>監視技術者補佐含む</u> ）または主任技術者の業種に対する資格要件、資格者証、工事履歴等により確認する。 <注 意 事 項> ①【主任技術者及び監視技術者】：（建設業法第26条第1項、第2項） ・技術者の資格要件 <u>監視技術者補佐：主任技術者の資格を有する者のうち、一級施工管理技士補又は一級建築施工管理技士等国家資格者、学歴や実務経験により監視技術者の資格を有するもの。</u> ・直接的な雇用関係にあることの確認 監視技術者：以下のいずれかにより確認。 (<u>監視技術者補佐</u>) ・恒常的な雇用関係にあることの確認 監視技術者：以下のいずれかにより確認。 (<u>監視技術者補佐</u>) ※監視技術者制度運用マニュアル（国土交通省）R2.9.30 <u>恒常的な雇用関係の考え方については、入札の申込があった日（入札の執行日）以前に3ヶ月以上の雇用関係があることが必要である。</u>		
		3) 工事実績情報登録において重複が無く、現場に専任している。 (専任業務は建築一式工事7,000万円以上、その他工事3,500万円以上)	3) 工事実績情報登録において重複が無く、現場に専任している。 (専任業務は建築一式工事7,000万円以上、その他工事3,500万円以上)		建設業法改正に伴う追加記載
		<注 意 事 項> ②【主任技術者等の設置等】：建設業法（第26条第3項）	<注 意 事 項> ②【主任技術者及び監視技術者の設置等】：建設業法（第26条第3項）		
		4) 施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係っていた。	4) 施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係っていた。		
		<注 意 事 項> ②【主任技術者等の設置等】：建設業法（第26条第3項）	<注 意 事 項> ②【主任技術者及び監視技術者の職務等】：建設業法（第26条の3）		建設業法改正に伴う追加記載
	1. 施工体制	1) 専門技術者を専任し、配置している。	1) 専門技術者を専任し、配置している。		
	II. 配置技術者／現場代理人・主任技術者	<注 意 事 項> ・建設業法（第26条の2）	<注 意 事 項> ・建設業法（第26条の2）		
	10 専門技術者の配置	① 土木一式工事、建築一式工事の中に他の専門工事が含まれているときは、一式工事の技術者とは別に、その専門工事について主任技術者の資格をもつ専門技術者を置いて、その技術管理をさせなければならない。 追加 ③【現場代理人及び主任技術者等】：松浦市建設工事標準請負契約書（第10条第7項） 現場代理人、主任技術者等及び専門技術者は、これを兼ねることができる。	① <u>第26条の2第1項</u> ：土木一式工事、建築一式工事の中に他の専門工事が含まれているときは、一式工事の技術者とは別に、その専門工事について主任技術者の資格をもつ専門技術者を置いて、その技術管理をさせなければならない。 <u>第26条の2第2項</u> ：建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事を施工する場合には、当該建設工事に 関し 工事現場における建設工事の施工上の管理をつかさどるもの（専門技術者）を置いて自ら施工する場合のほか、当該建設工事に係る建設業許可を受けた建設業者に当該建設工事を施工させなければならない。 例えば：内装工事中の電気工事など ※政令で定める500万円以下の軽微な建設工事を除く。 ③【現場代理人及び主任技術者等】：松浦市建設工事標準請負契約書（第10条第7項） 現場代理人、主任技術者又は監視技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。		建設業法改正に伴う追加記載

施工プロセスチェック運用指針の改正箇所一覧表

令和4年8月1日改正

ページ	項目	現行	改正	理由																				
施工プロセスチェック判断基準	2. 施工状況 I. 施工管理 14 施工計画書	<p>1) 施工（変更を含む）に先立ち、設計図書等の内容を反映したものを提出した。</p> <p><チェックポイント> 書類確認：施工に先立ち、設計図書等の内容を反映したものが提出されたか、工事の進捗状況とともに確認する。</p> <table border="1" data-bbox="443 327 1120 518"> <tr><th colspan="2">＜判断基準＞</th></tr> <tr><td>適正</td><td>施工（変更を含む）に設計図書等の内容を反映したものが提出された</td></tr> <tr><td>通知</td><td>施工（変更）計画書が着手前に提出されなかった又は内容に問題があったので、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。</td></tr> <tr><td>注意</td><td>文書通知に対し、すみやかに改善されなかったため、改善指示（文書注意）を行った。</td></tr> <tr><td>対象外</td><td>500万円未満は対象外。ただし、監督職員から指示があった場合を除く。</td></tr> </table> <p>追加</p>	＜判断基準＞		適正	施工（変更を含む）に設計図書等の内容を反映したものが提出された	通知	施工（変更）計画書が着手前に提出されなかった又は内容に問題があったので、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。	注意	文書通知に対し、すみやかに改善されなかったため、改善指示（文書注意）を行った。	対象外	500万円未満は対象外。ただし、監督職員から指示があった場合を除く。	<p>1) 工事着手（変更を含む）に先立ち、設計図書等の内容を反映したものを提出した。</p> <p><チェックポイント> 書類確認：工事着手（変更を含む）に先立ち、設計図書等の内容を反映したものが提出されたか、工事の進捗状況とともに確認する。</p> <table border="1" data-bbox="1198 327 1874 518"> <tr><th colspan="2">＜判断基準＞</th></tr> <tr><td>適正</td><td>工事着手前（変更を含む）に設計図書等の内容を反映したものが提出された</td></tr> <tr><td>通知</td><td>施工（変更）計画書が工事着手前に提出されなかった又は内容に問題があったので、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。</td></tr> <tr><td>注意</td><td>文書通知に対し、すみやかに改善されなかったため、改善指示（文書注意）を行った。</td></tr> <tr><td>対象外</td><td>500万円未満は対象外。ただし、監督職員から指示があった場合を除く。</td></tr> </table> <p>⑤【施工計画書】：長崎県建設工事共通仕様書（1-1-1） 44.工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または、測量をいう。）</p>	＜判断基準＞		適正	工事着手前（変更を含む）に設計図書等の内容を反映したものが提出された	通知	施工（変更）計画書が工事着手前に提出されなかった又は内容に問題があったので、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。	注意	文書通知に対し、すみやかに改善されなかったため、改善指示（文書注意）を行った。	対象外	500万円未満は対象外。ただし、監督職員から指示があった場合を除く。	<p>記載内容の見直し</p>
	＜判断基準＞																							
適正	施工（変更を含む）に設計図書等の内容を反映したものが提出された																							
通知	施工（変更）計画書が着手前に提出されなかった又は内容に問題があったので、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。																							
注意	文書通知に対し、すみやかに改善されなかったため、改善指示（文書注意）を行った。																							
対象外	500万円未満は対象外。ただし、監督職員から指示があった場合を除く。																							
＜判断基準＞																								
適正	工事着手前（変更を含む）に設計図書等の内容を反映したものが提出された																							
通知	施工（変更）計画書が工事着手前に提出されなかった又は内容に問題があったので、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。																							
注意	文書通知に対し、すみやかに改善されなかったため、改善指示（文書注意）を行った。																							
対象外	500万円未満は対象外。ただし、監督職員から指示があった場合を除く。																							
2. 施工状況 II. 工程管理 17 工程管理	<p>1) 施工前に各種工程表を提出している。</p> <p><チェックポイント> 書類確認：施工前に実施工程表の提出状況を確認する。</p> <table border="1" data-bbox="443 758 1120 949"> <tr><th colspan="2">＜判断基準＞</th></tr> <tr><td>適正</td><td>施工前に実施工程表の提出を確認した。</td></tr> <tr><td>通知</td><td>実施工程表の提出に際し、工程管理の設定に不備があったので、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。</td></tr> <tr><td>注意</td><td>文書通知に対し、すみやかに改善されなかったため、改善指示（文書注意）を行った。</td></tr> <tr><td>対象外</td><td>対象外なし。</td></tr> </table> <p><注意事項> 追加</p> <p>①公共建築工事標準仕様書（1.2.1 実施工程表）</p>	＜判断基準＞		適正	施工前に実施工程表の提出を確認した。	通知	実施工程表の提出に際し、工程管理の設定に不備があったので、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。	注意	文書通知に対し、すみやかに改善されなかったため、改善指示（文書注意）を行った。	対象外	対象外なし。	<p>1) 工事着手前（工期の始期から40日以内）に各種工程表を提出している。</p> <p><チェックポイント> 書類確認：工事着手前（工期の始期から40日以内）に実施工程表の提出状況を確認する。</p> <table border="1" data-bbox="1198 758 1874 949"> <tr><th colspan="2">＜判断基準＞</th></tr> <tr><td>適正</td><td>工事着手前（工期の始期から40日以内）に実施工程表の提出を確認した。</td></tr> <tr><td>通知</td><td>実施工程表の提出に際し、工程管理の設定に不備があったので、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。</td></tr> <tr><td>注意</td><td>文書通知に対し、すみやかに改善されなかったため、改善指示（文書注意）を行った。</td></tr> <tr><td>対象外</td><td>対象外なし。</td></tr> </table> <p><注意事項> ①【工事着手】：長崎県建設工事共通仕様書（1-1-11） ・受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情が無い限り、契約書に定める工事始期日以降40日以内に着手しなければならない。 ②【請負代金内訳書及び工程表】：長崎県建設工事標準請負契約書 第3条 ・受注者は、設計図書に基づいて計画工程表については、工期の開始の日から40日以内に発注者へ提出しなければならない。 ③公共建築工事標準仕様書（1.2.1 実施工程表）</p>	＜判断基準＞		適正	工事着手前（工期の始期から40日以内）に実施工程表の提出を確認した。	通知	実施工程表の提出に際し、工程管理の設定に不備があったので、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。	注意	文書通知に対し、すみやかに改善されなかったため、改善指示（文書注意）を行った。	対象外	対象外なし。	<p>松浦市建設工事標準請負契約書及び共通仕様書の改正に併せて改正</p>	
＜判断基準＞																								
適正	施工前に実施工程表の提出を確認した。																							
通知	実施工程表の提出に際し、工程管理の設定に不備があったので、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。																							
注意	文書通知に対し、すみやかに改善されなかったため、改善指示（文書注意）を行った。																							
対象外	対象外なし。																							
＜判断基準＞																								
適正	工事着手前（工期の始期から40日以内）に実施工程表の提出を確認した。																							
通知	実施工程表の提出に際し、工程管理の設定に不備があったので、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。																							
注意	文書通知に対し、すみやかに改善されなかったため、改善指示（文書注意）を行った。																							
対象外	対象外なし。																							
	<p>3) 作業員の休日の確保を行った記録が整備されている。</p> <p><注意事項> 追加</p>	<p>3) 作業員の休日の確保を行った記録が整備されている。</p> <p><注意事項> ③【週休2日モデル工事の場合】：週休2日のモデル工事の試行要領（R3.9.24改訂版） ・出勤簿や出面表を用いて現場開所の実施状況を確認する。また、対象期間中「週休2日モデル工事」であることを現場周辺に「宣言」するための看板等が設置されているかを確認する。 ・少なくとも4週5休を確保するものとする。</p>	<p>週休2日の拡大に併せて追記</p>																					

施工プロセスチェック運用指針の改正箇所一覧表

令和4年8月1日改正

ページ	項目	現行	改正	理由																												
施工プロセスチェック判断基準	2. 施工状況	4) 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録がある。	4) 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録がある。																													
	Ⅲ. 安全対策																															
	18 安全活動	<p><判断基準></p> <table border="1" data-bbox="436 263 1120 422"> <tr> <td>適正</td> <td>安全巡視等が行われた記録や安全日誌等が確認された。</td> </tr> <tr> <td>文書通知</td> <td>安全日誌等はなく、安全巡視等もしていないなど問題があったため、監督職員を助言・指導（文書通知）を行った。</td> </tr> <tr> <td>文書注意</td> <td>文書通知に対し、すみやかに改善されなかったため、改善指示（文書注意）を行った。</td> </tr> <tr> <td>対象外</td> <td>対象外なし。</td> </tr> </table> <p>5) 新規入場者教育を実施し、活動記録がある。</p> <p><注意事項></p> <p>①【雇入れ時等の教育】：労働安全衛生規則（第35条）</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働者を雇入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な教育を行わなければならない。 <table border="1" data-bbox="414 598 952 766"> <tr><td>1) 工事の概要と作業場の方針</td></tr> <tr><td>2) 作業場内の危険箇所と立入禁止区域</td></tr> <tr><td>3) 担当する作業内容と安全対策（作業手順と災害事例等）</td></tr> <tr><td>4) 作業所の規律と安全心得</td></tr> <tr><td>5) 作業所の安全衛生行事と実施要領</td></tr> <tr><td>6) 避難に関する事項</td></tr> </table>	適正	安全巡視等が行われた記録や安全日誌等が確認された。	文書通知	安全日誌等はなく、安全巡視等もしていないなど問題があったため、監督職員を助言・指導（文書通知）を行った。	文書注意	文書通知に対し、すみやかに改善されなかったため、改善指示（文書注意）を行った。	対象外	対象外なし。	1) 工事の概要と作業場の方針	2) 作業場内の危険箇所と立入禁止区域	3) 担当する作業内容と安全対策（作業手順と災害事例等）	4) 作業所の規律と安全心得	5) 作業所の安全衛生行事と実施要領	6) 避難に関する事項	<p><判断基準></p> <table border="1" data-bbox="1187 263 1870 422"> <tr> <td>適正</td> <td>安全日誌等により安全巡視等が適切に実施されていることが確認された。</td> </tr> <tr> <td>文書通知</td> <td>安全日誌等はなく、安全巡視等もしていないなど問題があったため、監督職員を助言・指導（文書通知）を行った。</td> </tr> <tr> <td>文書注意</td> <td>文書通知に対し、すみやかに改善されなかったため、改善指示（文書注意）を行った。</td> </tr> <tr> <td>対象外</td> <td>対象外なし。</td> </tr> </table> <p>5) 新規入場者教育を実施し、活動記録がある。</p> <p><注意事項></p> <p>①【雇入れ時等の教育】：労働安全衛生規則（第35条）</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働者を雇入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な教育を行わなければならない。 <table border="1" data-bbox="1164 598 1702 790"> <tr><td>1) 工事の概要と作業場の方針</td></tr> <tr><td>2) 作業場内の危険箇所と立入禁止区域</td></tr> <tr><td>3) 担当する作業内容と安全対策（作業手順と災害事例等）</td></tr> <tr><td>4) 作業所の規律と安全心得</td></tr> <tr><td>5) 作業所の安全衛生行事と実施要領</td></tr> <tr><td>6) 避難に関する事項</td></tr> <tr><td>7) 送り出し教育等</td></tr> </table>	適正	安全日誌等により安全巡視等が適切に実施されていることが確認された。	文書通知	安全日誌等はなく、安全巡視等もしていないなど問題があったため、監督職員を助言・指導（文書通知）を行った。	文書注意	文書通知に対し、すみやかに改善されなかったため、改善指示（文書注意）を行った。	対象外	対象外なし。	1) 工事の概要と作業場の方針	2) 作業場内の危険箇所と立入禁止区域	3) 担当する作業内容と安全対策（作業手順と災害事例等）	4) 作業所の規律と安全心得	5) 作業所の安全衛生行事と実施要領	6) 避難に関する事項	7) 送り出し教育等
適正	安全巡視等が行われた記録や安全日誌等が確認された。																															
文書通知	安全日誌等はなく、安全巡視等もしていないなど問題があったため、監督職員を助言・指導（文書通知）を行った。																															
文書注意	文書通知に対し、すみやかに改善されなかったため、改善指示（文書注意）を行った。																															
対象外	対象外なし。																															
1) 工事の概要と作業場の方針																																
2) 作業場内の危険箇所と立入禁止区域																																
3) 担当する作業内容と安全対策（作業手順と災害事例等）																																
4) 作業所の規律と安全心得																																
5) 作業所の安全衛生行事と実施要領																																
6) 避難に関する事項																																
適正	安全日誌等により安全巡視等が適切に実施されていることが確認された。																															
文書通知	安全日誌等はなく、安全巡視等もしていないなど問題があったため、監督職員を助言・指導（文書通知）を行った。																															
文書注意	文書通知に対し、すみやかに改善されなかったため、改善指示（文書注意）を行った。																															
対象外	対象外なし。																															
1) 工事の概要と作業場の方針																																
2) 作業場内の危険箇所と立入禁止区域																																
3) 担当する作業内容と安全対策（作業手順と災害事例等）																																
4) 作業所の規律と安全心得																																
5) 作業所の安全衛生行事と実施要領																																
6) 避難に関する事項																																
7) 送り出し教育等																																
2. 施工状況	1) 過積載防止対策に取り組んでいる記録がある。	1) 過積載防止対策に取り組んでいる記録がある。																														
Ⅲ. 安全対策																																
19 仮設備点検等	⑥【過積載の禁止】：道路交通法（第58条の3）	⑥【過積載の禁止】：道路交通法（第57条、第58条の2.3）	道路交通法の条項に併せて改正																													
3. 参考資料	(業許可に係る主任技術者の資格)	(業許可に係る主任技術者の資格)																														
I. 主任技術者となりうる資格要件一覧表	<input type="checkbox"/> 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 <input type="checkbox"/> 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 <input type="checkbox"/> 10年以上の実務経験 <input type="checkbox"/> 1級又は2級管工事施工管理技士 <input type="checkbox"/> 技術士（機械部門・選択科目「流体力学」若しくは「熱工学」、上下水道部門、衛生工学部門） <input type="checkbox"/> 技術士（総合技術監理部門・選択科目「流体力学」若しくは「熱工学」、上下水道部門、衛生工学部門） <input type="checkbox"/> 技能検定1級の冷凍空調と機器施工、配管・選択科目「建築配管作業」、建築板金・選択科目「ダクト板金作業」 <input type="checkbox"/> 技能検定2級の冷凍空調と機器施工、配管・選択科目「建築配管作業」、建築板金・選択科目「ダクト板金作業」合格後、管工事に関し3年以上の実務経験を有する者 <input type="checkbox"/> 建築士法第2条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格者（「建設設備士」）で1年以上の実務経験を有する者 <input type="checkbox"/> 登録基幹技能者（配管、ダクト、冷凍空調）	<input type="checkbox"/> 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 <input type="checkbox"/> 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 <input type="checkbox"/> 10年以上の実務経験 <input type="checkbox"/> 1級又は2級管工事施工管理技士 <input type="checkbox"/> 技術士（機械部門・選択科目「流体力学」若しくは「熱工学」、上下水道部門、衛生工学部門） <input type="checkbox"/> 技術士（総合技術監理部門・選択科目「流体力学」若しくは「熱工学」、上下水道部門、衛生工学部門） <input type="checkbox"/> 水道法による給水装置工事主任技術者を取得し、1年以上の実務経験を有するもの <input type="checkbox"/> 技能検定1級の冷凍空調と機器施工、配管・選択科目「建築配管作業」、建築板金・選択科目「ダクト板金作業」 <input type="checkbox"/> 技能検定2級の冷凍空調と機器施工、配管・選択科目「建築配管作業」、建築板金・選択科目「ダクト板金作業」合格後、管工事に関し3年以上の実務経験を有する者 <input type="checkbox"/> 建築士法第2条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格者（「建設設備士」）で1年以上の実務経験を有する者 <input type="checkbox"/> 登録基幹技能者（配管、ダクト、冷凍空調） <input type="checkbox"/> (一社)日本計装工業会が実施する「登録計装試験（1級計装士技術審査）に合格した者」	資格一覧から記載漏れがあった事項を追記																													
O管工事業																																

施工プロセスチェック運用指針の改正箇所一覧表

令和4年8月1日改正

ページ	項目	現行	改正	理由
施工プロセスチェック判断基準	3. 参考資料 I. 主任技術者となりうる資格要件一覧表 ○電気通信工事業	(業許可に係る主任技術者の資格) <input type="checkbox"/> 高校(指定学科)卒業後、5年以上の実務経験 <input type="checkbox"/> 高専、大学(指定学科)卒業後、3年間の実務経験 <input type="checkbox"/> 10年以上の実務経験 <input type="checkbox"/> 技術士(電気電子部門) <input type="checkbox"/> 技術士(総合技術監理部門・選択科目「電気電子部門」) <input type="checkbox"/> 電気通信主任技術者資格証の交付を受けた後、5年以上の実務経験を有する者 <input type="checkbox"/> 登録基幹技能者(電気工事)	(業許可に係る主任技術者の資格) <input type="checkbox"/> 高校(指定学科)卒業後、5年以上の実務経験 <input type="checkbox"/> 高専、大学(指定学科)卒業後、3年間の実務経験 <input type="checkbox"/> 10年以上の実務経験 <input type="checkbox"/> 技術士(電気電子部門) <input type="checkbox"/> 技術士(総合技術監理部門・選択科目「電気電子部門」) <input type="checkbox"/> 1級電気通信工事施工管理技士又は2級電気通信工事施工管理技士 <input type="checkbox"/> 電気通信主任技術者資格証の交付を受けた後、5年以上の実務経験を有する者 <input type="checkbox"/> 登録基幹技能者(電気工事)	資格一覧から記載漏れがあった事項を追記
	3. 参考資料 I. 主任技術者となりうる資格要件一覧表 ○解体工事業	(業許可に係る主任技術者の資格) <input type="checkbox"/> 高校(指定学科)卒業後、5年以上の実務経験 <input type="checkbox"/> 高専、大学(指定学科)卒業後、3年間の実務経験 <input type="checkbox"/> 10年以上の実務経験 <input type="checkbox"/> 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士(土木)※2 <input type="checkbox"/> 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士(建築、躯体)※2 <input type="checkbox"/> 技術士(建設部門、総合技術監理部門・選択科目「建設部門」)※2 <input type="checkbox"/> 技能検定1級のとび <input type="checkbox"/> 技能検定2級のとび合格後、解体工事に関し3年以上の実務経験を有する者 <input type="checkbox"/> 解体工事施工技士 <input type="checkbox"/> 土木工事業(又は建築工事業、又はとび・土工事業)及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年以上の実務経験を有するもの <input checked="" type="checkbox"/> 平成33年3月31日 までは、 平成30年3月31日 時点で「とび・土工事業」技術者の要件を満たす者も「解体工事業」の技術者として認められます。	(業許可に係る主任技術者の資格) <input type="checkbox"/> 高校(指定学科)卒業後、5年以上の実務経験 <input type="checkbox"/> 高専、大学(指定学科)卒業後、3年間の実務経験 <input type="checkbox"/> 10年以上の実務経験 <input type="checkbox"/> 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士(土木)※2 <input type="checkbox"/> 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士(建築、躯体)※2 <input type="checkbox"/> 技術士(建設部門、総合技術監理部門・選択科目「建設部門」)※2 <input type="checkbox"/> 技能検定1級のとび ※3 <input type="checkbox"/> 技能検定2級のとび合格後、解体工事に関し3年以上の実務経験を有する者 ※3 <input type="checkbox"/> 解体工事施工技士 <input type="checkbox"/> 土木工事業(又は建築工事業、又はとび・土工事業)及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年以上の実務経験を有するもの <input checked="" type="checkbox"/> 令和3年3月31日 までは、 平成28年5月31日 時点で「とび・土工事業」技術者の要件を満たす者も「解体工事業」の技術者として認められます。	年号を平成から令和に変更日付の訂正
	3. 参考資料 I. 主任技術者となりうる資格要件一覧表 指定学科	(指定学科)：建築学 ◇左官工事業 ◇とび・土工事業 ◇石工事業 ◇屋根工事業 ◇タイル・れんが・ブロック工事業 ◇塗装工事業 ◇鋼構造物工事業 ◇鉄筋工事業 ◇建築工事業 ◇大工工事業 ◇ガラス工事業 ◇内装仕上工事業 ◇管工事業 ◇水道施設工事業 ◇清掃施設工事業 ◇ 器械器具工事業 ◇消防施設工事業 ◇熱絶縁工事業 ◇造園工事業 ◇板金工事業 ◇建具工事業 ◇防水工事業 ◇解体工事業 (指定学科)：機械工学 ◇鋼構造物工事業 ◇鉄筋工事業 ◇機械器具設置工事業 ◇消防施設工事業 ◇さく井工事業 ◇板金工事業 ◇建具工事業 ◇熱絶縁工事業 ◇管工事業 ◇水道施設工事業 ◇清掃施設工事業 (表外の注釈) ※2 平成33年4月1日 以降は、平成27年度までの合格者に対しては、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要となります。技術士合格者については、平成28年度以降合格者も解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要となります。 新規	(指定学科)：建築学 ◇左官工事業 ◇とび・土工事業 ◇石工事業 ◇屋根工事業 ◇タイル・れんが・ブロック工事業 ◇塗装工事業 ◇鋼構造物工事業 ◇鉄筋工事業 ◇建築工事業 ◇大工工事業 ◇ガラス工事業 ◇内装仕上工事業 ◇管工事業 ◇水道施設工事業 ◇清掃施設工事業 ◇ 器械器具設置工事業 ◇消防施設工事業 ◇熱絶縁工事業 ◇造園工事業 ◇板金工事業 ◇建具工事業 ◇防水工事業 ◇解体工事業 (指定学科)：機械工学 ◇鋼構造物工事業 ◇鉄筋工事業 ◇機械器具設置工事業 ◇消防施設工事業 ◇さく井工事業 ◇板金工事業 ◇建具工事業 ◇熱絶縁工事業 ◇管工事業 ◇水道施設工事業 ◇清掃施設工事業 ◇ 浚渫工事 (表外の注釈) ※2 令和3年4月1日 以降は、平成27年度までの合格者に対しては、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要となります。技術士合格者については、平成28年度以降合格者も解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要となります。 ※3 令和3年3月31日 までは、 平成28年6月1日 時点で 2級合格かつ「とび・土工事業」 に関する所定の実務経験を有するものは「解体工事業」の技術者として認められます。 なお、 令和3年4月1日 以降は、1級又は2級合格者も解体工事に関する実務経験が必要となります。	業務分野名称の訂正 業務分野名称の訂正 記載内容の見直し

施工プロセスチェック運用指針の改正箇所一覧表

令和4年8月1日改正

ページ	項目	現行	改正	理由
施工プロセスチェック判断基準	3. 参考資料 Ⅱ. 監理技術者となりうる資格要件一覧表 ○電気工事業	(業許可に係る監理技術者の資格) ●建設業法第15条第2号ハ 次の全てに該当する者 ・建設業法施行令の一部を改正する政令(平成30年3月31日)の公布の日から改正令附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行日までの間に特定建設業の許可を受けて当該建設業を営む者の専任技術者としてその営業所に置かれていた	(業許可に係る監理技術者の資格) ●建設業法第15条第2号ハ 次の全てに該当する者 ・建設業法施行令の一部を改正する政令(平成30年3月31日)の公布の日から改正令附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行日までの間に特定建設業の許可を受けて当該建設業を営む者の専任技術者としてその営業所に置かれていた ・H6、H7又はH8年度に1級に合格した者 ・(財)建設業振興基金のH7年度又はH8年度の電気工事技術者特別講習を受けた者	記載内容の見直し
	3. 参考資料 Ⅱ. 監理技術者となりうる資格要件一覧表 ○造園工事業	(業許可に係る監理技術者の資格) ●建設業法第15条第2号ハ 次の全てに該当する者 ・建設業法施行令の一部を改正する政令(平成30年3月31日)の公布の日から改正令附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行日までの間に特定建設業の許可を受けて当該建設業を営む者の専任技術者としてその営業所に置かれていた	(業許可に係る監理技術者の資格) ●建設業法第15条第2号ハ 次の全てに該当する者 ・建設業法施行令の一部を改正する政令(平成30年3月31日)の公布の日から改正令附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行日までの間に特定建設業の許可を受けて当該建設業を営む者の専任技術者としてその営業所に置かれていた ・H6、H7又はH8年度に1級に合格した者 ・(財)建設業振興基金のH7年度又はH8年度の電気工事技術者特別講習を受けた者	記載内容の見直し
	3. 参考資料 Ⅱ. 監理技術者となりうる資格要件一覧表 ○解体工事業	(業許可に係る監理技術者の資格) ●建設業法第15条第2号イ □1級土木施工管理技士※1 □1級建築施工管理技士※1 □技術士(建設部門、総合技術監理部門・選択科目「建設部門」)※1 ■平成33年3月31日までは、平成30年3月31日時点で「とび・土工工事業」技術者の要件を満たす者も「解体工事業」の技術者として認められます。	(業許可に係る監理技術者の資格) ●建設業法第15条第2号イ □1級土木施工管理技士※1 □1級建築施工管理技士※1 □技術士(建設部門、総合技術監理部門・選択科目「建設部門」)※1 ■令和3年3月31日までは、平成30年3月31日時点で「とび・土工工事業」技術者の要件を満たす者も「解体工事業」の技術者として認められます。	記載内容の見直し
	3. 参考資料 Ⅲ. その他 ○建設業許可標識	5-1) 建設業許可標識 ・大臣許可と知事許可： 2つ以上の都道府県に営業所を設置して建設業を営む者は大臣許可 1つの都道府県のみ営業所を設置して建設業を営む者は 大臣許可	5-1) 建設業許可標識 ・大臣許可と知事許可： 2つ以上の都道府県に営業所を設置して建設業を営む者は大臣許可 1つの都道府県のみ営業所を設置して建設業を営む者は 県知事許可	記載内容に誤りがあったものを修正
	3. 参考資料 Ⅲ. その他 ○施工体制台帳 ○再下請通知書(記載例)	施工体制台帳、再下請負通知書記載例 平成27年4月1日版	施工体制台帳、再下請負通知書記載例 令和3年4月1日版 「監理技術者補佐名」の欄を追加 「1号特定技能外国人の従事の有無」の欄を追加	様式の改正に併せて改正